

請願第2号

香芝市手話言語・障がい者コミュニケーション条例制定についての請願書

平成31年3月4日

請願者

香芝市尼寺2丁目276-3

街 好平 ほか33名

紹介議員

福	岡	憲	宏
北	川	重	信
河	杉	博	之
細	井	宏	純
小	西	高	吉
中	村	良	路
中	山	武	彦
上田	井	良	二
筒	井		寛
中	谷	一	輝
鈴	木	篤	志
芦	高	清	友

## 香芝市手話言語・障がい者コミュニケーション条例制定についての請願書

すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有しています。

しかし現実には、多くの障がい者はコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、情報の取得が困難になり、命に関わることもあります。

中でもろう者（手話を使用する聴覚障がい者）は、ろう教育においては口話法が長年にわたって用いられ、その結果ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止されたことにより、ろう者の尊厳が深く傷つけられた長い苦難の歴史がありました。

平成18年に国際連合総会において「障がい者の権利に関する条約」が採択され、手話が言語に含まれる事が明記されました。その後日本においても平成23年障がい者基本法が改正され、手話が言語として位置づけられました。手話言語に対する理解を深め、手話を使用しやすい環境を整備していくことが求められています。

香芝市市民憲章には「生きる喜びとやすらぎのあるまちづくり」「であいを大切にし、共に生きるまち」をめざして、と謳われています。ろう者を含むすべての市民が、人と人との出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであるということを確認し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、一人ひとりの尊厳を大切にしようとする共生のまち香芝市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、下記のことをお願いいたします。

### 記

- 一、 手話言語・障がい者コミュニケーション条例を制定して下さい。
- 一、 広く市民からパブリックコメントを行い、障がい当事者を含む条例制定推進委員会を作って下さい。

以上、地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。